

月刊児玉通信 NO.106

成年後見制度について

成年後見制度とは？

認知症や障害などのために
判断能力や財産管理能力が
ほとんどなくなった方のために代理人となるのが、成年後見人です。
成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見	任意後見
後見／保佐／補助	
※判断能力が衰えた後	※判断能力が衰える前

◆法定後見人

申立によって、家庭裁判所が選任します。身の回りのお世話をしている親族を成年後見人としている場合、申立書に成年後見人候補者としてその方を記載することができますが、その方が選任されるかどうかは家庭裁判所の判断によります。必要に応じて第三者の弁護士や司法書士が選任されることもあります。

◆任意後見人

判断能力に問題のないうちに将来の備えとして、本人が、信頼できる方と任意後見契約の締結（必ず公証人役場で公正証書を作成）をします。その後、判断能力に問題が出てきた時点で申立をし、家庭裁判所が任意後見監督人を選任することによって、成年後見人という立場で、本人の代理人として、契約で定められた法律行為の代理をすることができるようになります。

成年後見人は、あくまでも判断能力などが低下した本人のために代理人として財産管理や法律行為の代理をする立場ですから、自分のために本人の財産を使ったり、財産を著しく低下させたりするような行為を行うことは原則としてできません。また、財産の管理状況は、一定の期間ごとに家庭裁判所に報告をしなければなりません。

申立をすることができる人は？

本人、配偶者、四親等以内の親族（※）、
市区町村長、検察官等
※いとこや甥・姪の子ども等
弁護士が申立の代理をすることができます。

後見人になることができる人は？

親族、専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等）等が選任されることがほとんどです。

成年後見人を付けたほうがよい場合かどうか、付けることができるか、といったご相談をお受けしております。また、成年後見人の選任申立についての業務も取り扱っております。

※いずれも、個別の事案によって結論が異なる場合がありますので、詳しくは弁護士にご相談ください。



児玉法律事務所 代表弁護士 児玉浩生（広島弁護士会所属）

電話 082 (227) 2200 FAX 082 (227) 0888

業務時間 9:30～12:00 13:00～17:30

（土・日・祝日休業）

※案件の内容などによっては、ご依頼いただいても受任できない場合があります。